口蹄疫と鳥インフルエンザの対策~日本の動向~

2011年3月2日 梅津 準士

- 1. 発生の経過など
- 1) 口蹄疫
- 2) 鳥インフルエンザ
- 2. 日本の家畜防疫対策の仕組み
- 1) 家畜伝染病予防法
- 2) 防疫指針
- 3. 今般の対応
- 1) 口蹄疫
- 2) 鳥インフルエンザ
- 4. 検証と今後の方向

* 資料

- 1. 発生の経過(口蹄疫、鳥インフルエンザ)
- 2. 口蹄疫の要処分頭数の推移
- 3. 発生の地図
- 4. 全国飼養頭数に対する割合(口蹄疫)
- 5. 対応のルール (家畜伝染病予防法、防疫指針(口蹄疫、鳥フル))
- 6. 口蹄疫特別措置法の概要
- 7. 経営支援対策(家伝法、、共済、予算措置)
- 8. 検証委員会(国)のポイント
- 10. 検証を踏まえた家伝法の改正など

口蹄疫と高病原性鳥インフルエンザの発生経過

1. 口蹄疫

2000 年 3 月~5 月宮崎県(3農場肉用牛 35 頭)、北海道(1農場肉用牛 705頭) で発生(日本で 92 年ぶり)

2010年4月~6月 宮崎県で発生

5月 ワクチンの接種、予防的殺処分

6月 口蹄疫対策特別措置法の施行

7月 全ての防疫措置の完了

8月 終息宣言(県)

9月以降 徐々に経営の再開へ

2011 年 2 月 OIE 清浄国復帰

2. 高病原性鳥インフルエンザ

2004年2月 山口県、大分県、京都府で発生(日本で79年ぶり)

05年8月~06年1月 茨城県、埼玉県で発生

07年 宮崎県、岡山県で発生

09年 愛知県(うずら)

10年~11年 島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、和歌山県、三重県、奈良県で発生(2月28日時点で21例)

家きんの他に、野鳥、動物園の鳥類からも各地でウィルスを検出

(参考) 諸外国での発生事例など(口蹄疫)

1997年 台湾 豚約 500 万頭

2000年 韓国 牛約 2200 頭

2001年 英国 感受性動物約 400 万頭

2002年 韓国 豚約 16 万頭

2010年~11年 韓国 約340万頭(牛、豚)

口蹄疫の防疫に関する基本的考え方

- 1. 発生国からの病原体の侵入を防ぐ
- 2. 発生した場合には、殺処分により撲滅を図り、常在化を防止
- 3. そのために、
 - 1) 侵入防止による国としての清浄性の維持
 - 2) 早期発見のための監視体制
 - 3) 発見時の迅速・的確なまん延防止対策
 - ① 迅速な殺処分
 - ② 死体および汚染物品などを発生地で焼却・埋却し、又は消毒する
 - ③ 家畜などの移動制限
 - ④ 家畜市場などの開催の制限
- ⑤ 上記措置だけでは蔓延防止が困難である時はワクチンの使用を検討 ◎具体的な防疫対応の手順(防疫指針)

異常家畜の発見通報 (農家、獣医師から家畜保健衛生所へ)



家畜保健衛生所における病性の判定、(独)動衛研での確定診断



移動制限区域、搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設定など と殺の指示と評価、殺処分、死体の処理・消毒、汚染物品の処理



(並行して)接触した恐れのある感受性動物の追跡 感染源と感染経路の究明(疫学調査など)



制限区域内の家畜についての清浄性確認検査(2回)



制限の解除(一連の防疫措置完了から21日経過後)

(参考) 家畜伝染病予防法の概要

1. 目的

家畜伝染病の発生予防とまん延防止による畜産の振興

- 2. 内容
 - ・ 家畜伝染病の発生を防止するための届出・検査など
 - まん延を防止するための発生時の届出、殺処分、移動制限など
 - 家畜の伝染性疾病の国内外への伝播を防止するための輸出入検疫
 - ・ 家畜の所有者が遵守すべき衛生管理方法に関する基準の制定
 - ・ 国、都道府県の連携、費用負担など

全国飼養頭数に対する割合(口蹄疫)(推計)

1. 牛

	飼養頭数	黒毛和種	交雑種	ホルス	繁殖雌牛	(出荷頭数)
全国	2,892,000	1,853,000	547,300	421,000	683,900	1,237,578
宮崎県	293,200	248,200	24,500	10,600	101,600	60,158
(全国比)	10.1%	13.4%	4.5%	2.5%	14.8%	5.3%
処分頭数	68,308	57,824	5,708	2,470	23,670	
(全国比)	2.4%	3.1%	1.0%	0.6%	3.5%	

(注)飼養頭数は、H22年度畜産統計による。(出荷頭数はH20年度)

処分頭数(計)は、疑似患畜+ワクチン接種畜の合計で、宮崎県発表の数値による。

黒毛和種、交雑種、ホルスの処分頭数は、総処分頭数を宮崎県内の飼養頭数の比率で按分した。 黒毛和種と繁殖雌牛は重複がある。

- 1) 最終処分頭数(疑似患畜+ワクチン=68,308 頭)の全国飼養頭数に対する割合を計算 すると、肉用牛全体で 2.4%、黒毛和牛で 3.1% 交雑種で 1.0% ホルスで 0.6%。
- 2)繁殖雌牛の処分頭数は、全国の3.5%と推定される。

2. 豚

	飼養頭数	繁殖母豚	(年間出荷頭数)
全国	9,899,000	936,700	16,192,079
宮崎県	914,500	86,800	991,707
(全国比)	9.2%	9.3%	6.1%
処分頭数	220,034	20,885	
(全国比)	2.2%	2.2%	

(注)飼養頭数はH21年の畜産統計による。(出荷頭数はH20年度)

処分頭数は、疑似患畜+ワクチン接種畜で宮崎県発表の数値による。

繁殖母豚の処分頭数は、県内の飼養頭数に対する比率で算出した。

- 1)最終処分頭数(疑似患畜+ワクチン=220,034 頭)の全国飼養頭数に対する割合を計算すれば、2.2%.となる。
- 2)繁殖母豚の処分頭数も、全国の 2.2%と推定される。

補償・経営再開対策の概要(口蹄疫)

(発生~防疫)

- 処分された家畜(疑似患畜)の時価評価額の 4/5 相当額を手当金として交付 (特例的に 1/5 相当分を県により支払い)
- ワクチン接種畜については評価額の 5/5 相当額を交付。
- 家畜共済加入者に対しては、共済の評価額と手当金の差額を共済金として支 払う
- 防疫措置(埋却・焼却、消毒など)のための費用への助成 (経営再開)
- 家畜防疫互助金(加入者)
- 家畜疾病経営維持資金 (融資、利子補給)
- リース方式による家畜の導入への支援

(その他予算による対策)

- 出荷適期を超えた子牛、肥育牛
- 子豚、出荷適期を超えた肥育豚対策
- 家畜市場の円滑な再開など

(参考)

				·
	擬似患畜殺処	ワクチン接種	埋却・焼却費用	経営再開・再導
	分	畜の殺処分	衛生資材	入
家畜伝染病予	手当金(評価額		農家負担分に	
防法	の 4/5 相当額)		交付(借地代な	
obiningova and			ど)	
家畜共済	共済評価額と手	*掛け金相当額		
	当金の差額を支	の返還		
	払い			
口蹄疫対策特		評価額・飼料代な	消毒実施、埋却・	
別措置法		どの補填・補償	焼却費用、評価人	
			の手当て・旅費等	
家畜防疫互助	経営支援互助金	*左と同額の経		
基金(予算措置)	(非加入者は 1/2	営再開支援金		
	相当額)			
その他の予算	1/5 相当を見舞金	*殺処分奨励金	国・県で負担	融資、リース方式
措置による支	として一律交付。	(評価額)・加算金		による種畜導入
援		(飼料代)の支払		支援など
		V		

口蹄疫対策検証委員会報告書(22.11.24)のポイント

1. 今回の防疫対応の問題点

- 防疫体制が十分に機能せず。国、県、市町村との役割分担。連携の不足。
- 豚への感染で発生が急増。緊急ワクチン接種決定のタイミング。
- 県が所有する種雄牛の特例措置。
- 空港・海港における入国管理。(検疫)
- 農家段階における飼養衛生管理基準。遵守度合、内容。
- 宮崎県における、家畜防疫員一人当たりの頭数・戸数の負担の大きさ。
- 異常畜の発見の見逃し、通報の遅れ。
- 確定診断後24時間以内の殺処分、72時間以内の埋却ができず。
- 殺処分を前提にしたワクチン接種への法的な裏づけ(経済的な補償を含め)
- 畜産経営の大規模化に見合った防疫体制

2. 今後の改善方向(主なもの)

- 国・県・市町村の役割分担の明確化・連携(定期的な防疫演習、資材などを 準備した緊急支援部隊)
- 国内へのウィルスの侵入防止の措置強化
- 畜産農家への侵入防止のため、家畜防疫員による定期的な立入検査。飼養衛生管理基準の遵守徹底。農場間の移動車両、獣医師など消毒の徹底。
- 発生時に備え、家畜防疫員の増員。埋却地の確保状況の把握、徹底。
- 早期発見・通報のための具体的な通報ルール。国が一定の症状を示す。通報 が遅れた場合には何らかのペナルティ。
- 早期の殺処分・埋却のための作業マニュアル、防疫演習、緊急支援部隊。
- 予防的殺処分の法的明確化。
- 大規模経営については、家畜保健衛生所などと連携の取れる獣医師の確保
- 経路の早期特定のため、人、車両などの出入り状況の記録。

家畜伝染病予防法の改正の要点(検証委報告書から)

1. 法律改正事項

家伝法改正に盛り込まれる事項は、

- ① 飼養衛生管理基準の具体化(経営者の消毒義務など)と違反への罰則
- ② 患畜の届出ルールの明確化と違反した場合の罰則
- ③ 入国者に対する消毒義務と違反の場合の罰則
- ④ 予防的殺処分制度の明確化(経済補償措置を含めて)など

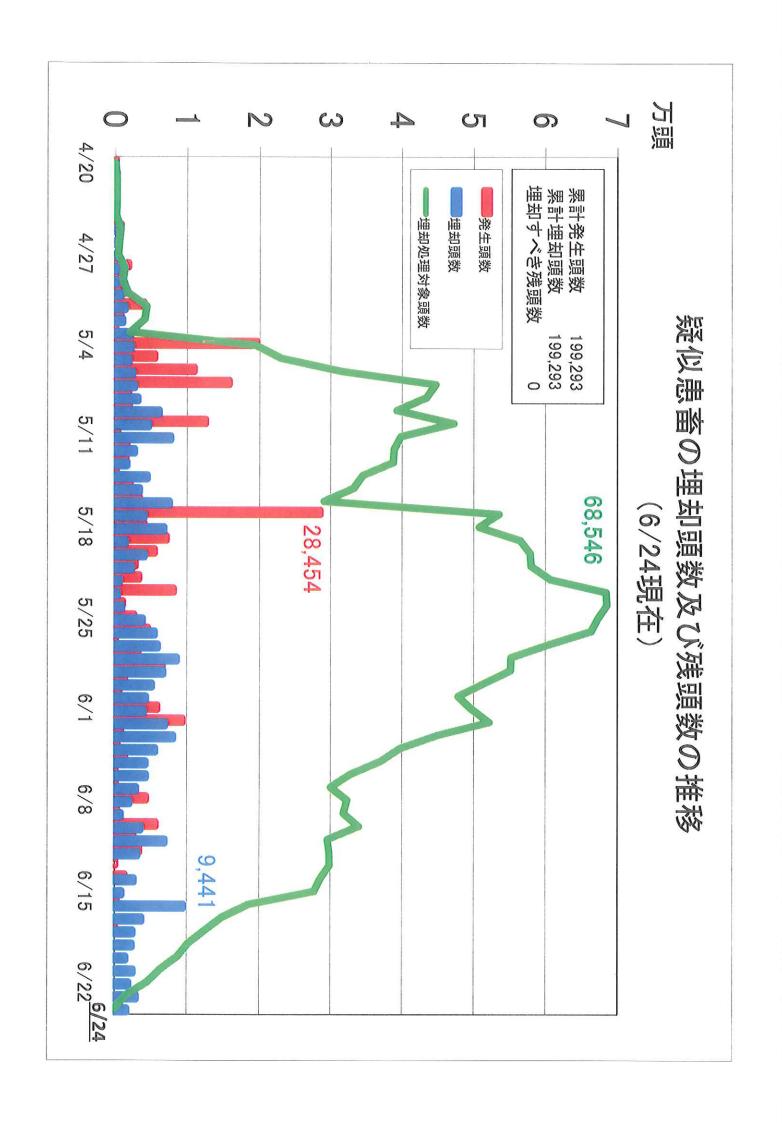
なお、殺処分した場合の手当金 4/5 のほか、一定の場合 1/5 部分を「特別手当金」として交付する。併せて、届出違反等があったら減額や返還を求めることとする。

2. 法律以外の措置

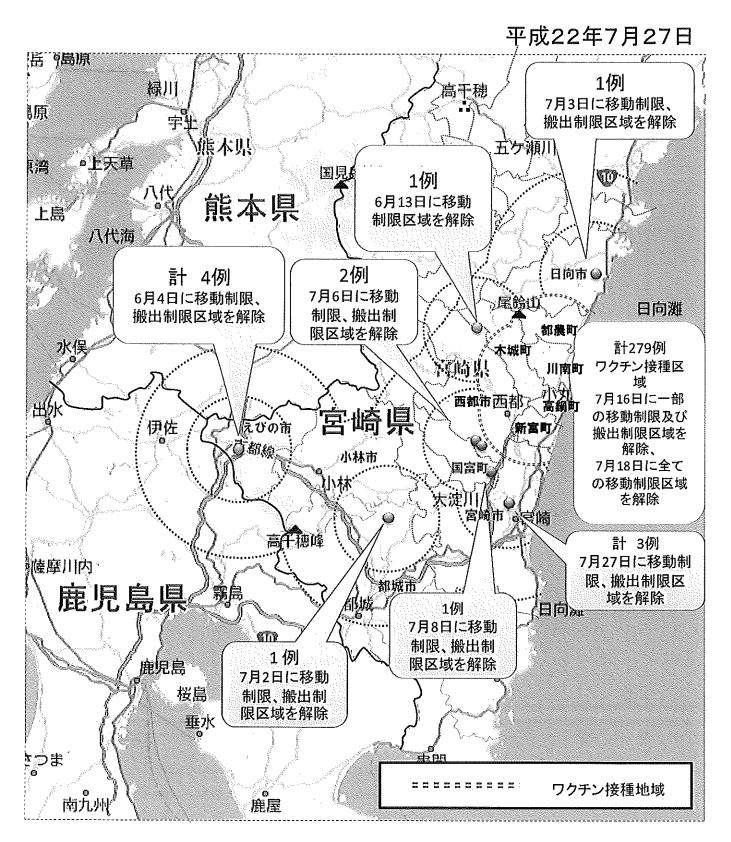
家畜防疫員による定期的な立入検査、埋却予定地の確保の徹底、早期対応のための緊急支援部隊の整備、大規模経営における獣医師の確保、人や車両の消毒 徹底と出入りの記録作成などが「防疫指針」や「飼養衛生管理基準」に盛り込まれることが想定される。

いくつかの論点

- ・現実の防疫作業(専門家特に獣医師の確保、保定、消毒などの作業人員、資機材の準備、応援・・・)
- ・埋却と焼却〜野焼きの可否・是非、焼却施設の活用など
- ・予防的殺処分の判断
- ・ワクチネーションの見極め(効果、潜在化、野外株とワクチン株の識別、強 毒化)
- ・移動制限区域、搬出制限区域(処理施設の操業停止などによる家畜の扱い)
- ・野鳥、野生動物、動物園の動物など(環境行政との連携)
- ・水際措置(動物検疫、植物防疫、入国・輸入検疫)のレベル



口蹄疫の発生状況について



7月27日現在、家畜の移動制限区域(発生地点〜半径10km)・搬出制限区域(半径10km〜20km)は設定されておりません。

口蹄疫対策特別措置法について

平 成 2 2 年 6 月 農林水産省消費・安全局

I 趣旨

平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するとともに、口蹄疫に対処するために要する費用の国の負担、生産者の経営や生活の再建支援等の特別措置を講じるもの。

II 概要

1 一般車両等の消毒義務

農林水産大臣が都道府県知事の要請に基づいて指定する地域(以下「指定地域」 という。)内において、消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする 者に、その使用する車両その他の物品の消毒を義務付け。

※ 農林水産大臣は、都道府県知事への指示・代執行が可能

2 死体の焼却又は埋却の支援

指定地域内に存する死体の所有者が、死体の焼却又は埋却を求めた場合には、家 畜防疫員は当該死体を焼却又は埋却するものとするほか、国は、埋却の用に供する 土地の確保、必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずる。

3 患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分

都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、指定地域内において都道府県知事が指定する家畜(患畜及び疑似患畜を除く。)を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができ、所有者が当該勧告に従わないとき等において緊急の必要があるときは、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。

※ 農林水産大臣は、都道府県知事への指示・代執行が可能

4 無利子融資など家畜の生産者等の経営再建等のための措置

国は、生産者、関連事業者等の経営の安定及びその生活の安定を図るため、必要な資金の無利子の貸付け、施設の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を 講ずる。

5 その他の規定事項

家畜防疫員の確保、偶蹄類に属する野生動物の監視、ねずみ等の駆除、口蹄疫に 対処するための費用の国による負担、家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の 補てん、農業者年金の保険料の免除等の特例、地域再生のための支援、税制上の措 置等

Ⅲ 施行期日等

公布・施行 平成22年6月4日 (平成24年3月31日までの時限立法)

日本における高病原性鳥イソフルエソザの確認状況

